平成 26 年度　第 8 回幹事会議事録　要約

開催日時：平成 27 年 1 月 10 日(土)　16 時 05 分～18 時 30 分
開催場所：梅田サテライトキャンパス
成立要件：出席者 25 名（委任状 4 名)、欠席者 1 名（※定足数 20 名以上）

１．報告事項
（１）総務部会
1 月 8 日（木)、梅田サテライトで会則改正（案）について部会を開催した。
（２）運営事業部会
1 月 10 日（土）校友会事務室で、大学側とのホームカミングデーの反省会を開催した。
平成 27 年度は開学 50 周年の記念事業が開催されるため、ホームカミングデーは開催されない。
（３）広報事業部会
1 月 10 日（土）部会を開催して、平成 27 年度広報事業部会予算の確認、「凡友（平成 27 年度から発行回数が 1 回となる)」の記事と取材の確認をした。
（４）事務局
1)吹奏楽部の援助金の依頼があり、例年通り 1 万円を援助した。
2)大学開学 50 周年事業
・12 月 25 日（木）に大学の 50 周年事業の WG が開催された。
・大学開学 50 周年の実施予算 1500 万円が認められた。
・大学開学 50 周年の開催日は、11 月 1 日（日）から 11 月 2 日（月）に変更された。
・開催概要は、大阪市内のホテルでの開催。記念式典と懇親会の 2 部構成として、案内状を約 1500 通送付。式典に 400 名、懇親会に 600 名程度を考えており、これまでの不祥事を払拭した式典にしたい。
3)1 月 8 日（木）と 9 日（金）に大学 50 周年と校友会 45 周年の「のぼり」を各 20 本学内に設置した。

２．協議事項
（１）平成 27 年度幹事会スケジュール（案）について
平成 27 年度校友会幹事会スケジュール（案）について、総務部より説明があり、11 月 1 日(日)開催予定の校友会周年行事開催のため、9 月 19 日（土）に幹事会を追加開催することになった。
（２）大阪桐蔭高等学校　全国大会出場お祝い金について
大阪桐蔭高等学校のラグビー、女子サッカー、女子バスケット、日本拳法、卓球のクラブが全国大会に出場することになり、お祝い金の可否について協議をおこなった。協議の結果、1 団体 3 万円（3 万円×5 団体）のお祝い金が承認された。また、校友会に

は系列校へのお祝い金の規約等の整備がされていないため、原案を総務部で作成することになった。

（３）会則・役員選出規約の一部改正について

総務部より、資料に基づき会則、役員選出規約の一部改正、幹事の代議員資格の有無について説明された。

〔説明概要〕

1)会則一部改正案。会則の一部改正（案）について

・第 10 条（役員の職務）…「事故」という言葉は馴染みがないので、具体的に表記することにした。

・第 15 条（代議員会）「会長、副会長、幹事、支部長」を削除する。改正案は代議員会の構成員を「代議員会は本会の最高の議決機関であり、代議員で構成する。ただし、幹事会での意見集約では「役員は議決権を有しない。」になっているが、総務部会では「ただし、役員は議決権を有しない。」の部分を削除し、“役員も代議員であることから、議決権を執している。”との認識である。

理由として第 18 条（代議員の選出）による所定の手続きによって選出されていること。また、会長、副会長、幹事の候補者の資格は現行の役員選出規約では次のようになっており、①代議員の資格を有していること、よって、②議決権を有していること、は明白である。

※現行の役員選出規約より

・会長:第 2 条（会長選出）3. 会長資格者の資格は代議員会構成員でなくてはならない。

・副会長:第 3 条（副会長選出）代議員会構成員の中から次期会長が候補者を選び幹事会において選出する。

・幹事:第 4 条（幹事選出）会長が告示して立候補者及び推薦候補者（賛同者 3 名）を受け付け、次の各号に定める基準により幹事会で選出する。

(1) 代議員会構成員であること。

(2) 任期を満了する者は、その任期中の幹事会への出席状況などにより、候補者となることができる。

以上のことから、「幹事も代議員の資格を有しており、代議員会の議決権も有している。」が総務部会の見解である。

・第 16 条（代議員の定数）代議員の定数を「120 名」から「150 名以内」に改正。理由としては、代議員会構成員は代議員のみとすること。現在の代議員会の実構成人数は代議員 100 名と幹事会、支部長を加えて「150 名以内」である。また、改正にともない、支部長と代議員の兼務を可としたい。一方、校友会の収入も確実に減収であり、代議員の定数減についてもご意見をいただきたい。

・第 18 条（代議員の任期）2. 支部長経験者の退任については、平成 17 年 11 月 5 日（土）の第 56 回代議員会において審議され、会則の一部改正が承認され現在に至っている。この時の代議員選出において、候補者が多かったため、支部長を兼務している候補者

には代議員をご辞退していただいた経緯がある。この点も考慮してご検討いただきたい。

以上の説明に対して、次の意見が幹事からあり、2 月の幹事会で継続して協議をすることになった。

・「会長に事故がある場合」とあるが、本来であれば直ちに会長を選出しなければならない。
・任期 1 年以上ある場合は検討しなければならない。1 年未満の場合は、対応を検討する。1 年以上は新会長を選出しなければならない。
・幹事会で決定して、代議員会で承認を求める。というようなシステムにしてはどうか。
・代議員会は最高の議決機関であり、代議員会を通さなければならない。
・代議員会を開催しなくても、手紙や葉書等で承認を得る方法も検討する必要がある。
・幹事辞任届の場合、代議員会までは幹事としての籍がある。改正案では、会長以下全員が代議員であり、優先順位をつけて、代議員会に諮るものと幹事会で諮って、最終的に会長が判断して承認が出来るように棲み分けをしないといけない。
・辞任については、幹事会で承認して、代議員会での報告で良いと思う。
・役員選出規約の第 2 条（会長選出）会長不在の場合、本来ならばすぐに選出しなければならない。選ぶまでの間だけ代行で行くしか仕方がないが、1 年未満とか以上に関係なくすぐに行わなければならない。
・役員選出規約の中では、告示をしなければならないということがあるが、告示の方法は規定がない。幹事会で選出するとなっているので幹事会で速やかに行えば良い。
・一般の代議員からも立候補を受け付けたほうがよいということで門戸を広げた。本来ならば臨時代議員会を開催して承認を得なければならない。葉書を送って承認を得る方法もある。
・現規約では、役員は全員代議員と書いていない。総務部会の提案は、代議員会の出席者は全員が代議員であり、会長、副会長も代議員であるという考え方である。
・代議員会構成員の「支部長」の文言を削除することについて、代議員会で丁寧な説明をしないと、「支部長を外すつもりか」となるので、十分な説明と注意をしていただきたい。代議員の定数 150 名について、2/3 の 100 名程度にして、幹事会も 30 名から 20 名程度にすればと思う。

（4）その他

1）大学祭実行委員会からの依頼について

事務局より、大学祭も 50 回の記念開催になるため、イベントで名の通ったアーティストの出演を依頼したいので、校友会からの助成金をお願いしたい旨の書類がきている。

助成金は、大学、後援会と校友会の 3 団体で、分担金としての拠出となるようである。

候補としては次の名前があがっている。有名アーティスト（いずれか 1 組が出演）

・UVERworld　・miwa　・ももいろクローバーZ　・ゆず　・ポルノグラフィティ

との説明がなされ、詳しい情報を得て検討することになった。

2）大学と運営事業部とのホームカンミングデー反省会ならびに大学開学 50 周年記念事

業についての意見交換会報告

運営事業部から、次の報告がなされた。

・平成 27 年度のホームカミングデーは、大学開学 50 周年記念事業があるため、開催できない。

・大学開学 50 周年記念式典・懇親会の開催日について、当初は 11 月 1 日（日）に校友会と共同開催であったが、大学は 11 月 2 日（月）に単独で開催することになった。

・理由として、文科省、高校の校長、進路指導の先生、近隣の住民等を招いて「設立 50 周年式典、懇親会」を開催したい。パーティ会場は 600 名程度の想定で、500 名程度が文科省、校長、各学校関係、教育機関等を予定している。校友会からの参加人数は未定である

・この件について運営事業部会で検討をし、校友会設立 45 周年記念式典・懇親会を 11 月 1 日（日）に開催してはどうかとの意見集約になったので、幹事会で協議をお願いしたい。

意見交換の後、校友会は平成 27 年 11 月 1 日（日）に大阪市内のホテルで校友会設立 45 周年の記念式典と懇親会を開催することについて賛否が問われ、了承された。

３．審議事項

・なし

以上